

令和3年3月（第4回）教育委員会会議議事録

1. 開催の日時及び場所

令和3年3月25日（木）18:00～19:15

宇部市港町庁舎 3階会議室（オンライン開催）

2. 出席委員の氏名

野口 政吾 教育長

田村賢二郎 委員

山野あい子 委員

川崎 裕美 委員

重村 美帆 委員

3. その他議場に出席した者

上村教育部長、床本参事、小林総務課長、松岡学校教育課長、長谷川学校教育課長同格、上利学校教育課副課長、河村総務課係長

4. 傍聴者 なし

5. 趣 旨

教 育 長： ただ今から、令和3年3月25日の第4回教育委員会会議を開催いたします。
本日は、全員の委員の出席がありますので、会議として成立していることを最初に報告します。

また本日は傍聴の申し出はありませんでした。

教 育 長： 次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は田村委員にお願いします。

教 育 長： 本日の議題は、「議案第7号 宇部市教育委員会公印規則中一部改正の件」、
と「議案第8号 宇部市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則中一部改正の件」、「議案第9号 令和3年度宇部市学校教育推進のための指針について」
の3件となっています。

（全委員異議なし）

教 育 長： それではまず、「議案第7号 宇部市教育委員会公印規則中一部改正の件」
について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 「議案第7号 宇部市教育委員会公印規則中一部改正の件」について総務課
から説明いたします。宇部市教育委員会公印規則について、第7条の2の「I
C T・地域イノベーション推進グループリーダー」という箇所を令和3年度か
らの市の組織改正に伴い「デジタル市役所推進課長」に改めるものです。改正
の内容は以上となります。

教 育 長： 議案第7号についてご意見ご質問はありませんか。

教 育 長： それでは「議案第7号 宇部市教育委員会公印規則中一部改正の件」につい
ては承認ということよろしいですか。

（全委員異議なし）

教 育 長： それでは「議案第7号 宇部市教育委員会公印規則中一部改正の件」につい
ては原案のとおり承認とします。

教 育 長： 続きまして、「議案第 8 号 宇部市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則中一部改正の件」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 「議案第 8 号 宇部市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則中一部改正の件」についてご審議をいただきたいと思います。詳細については、担当から説明させていただきます。

事 務 局： 今から、公立学校の教職員における休日のまとめ取りのための、1 年単位の变形労働時間制について、説明をさせていただきます。

本制度は、教員が長期休業期間中に勤務しなくてもよい日を連続して取得できるようにすることを目的とする場合に限り、1 ヶ月以上 1 年以内の期間を平均して、1 週間当たりの勤務時間が 3 8 時間 4 5 分となるよう、週休日及び勤務時間を割り振ることができるようにするための規則の整備を行うものです。

また、本制度の活用により、通常の勤務時間を延長する日及び時間については、年度当初や学校行事等で業務量が多い時期に行うこととなります。本制度の導入に当たっての前提としては、1 番目に、対象期間には、長期休業期間を含むこと、それから 2 番目として、勤務日や勤務時間の設定にあたっては、通常の勤務時間と比べて短く設定する日には、勤務時間を割り振らず、かつ、長期休業期間中期間等において、勤務をしなくてもよい日を連続して設定すること、3 番目として、育児や介護等を行う者については、これらの者が育児等に必要な時間を確保できるような配慮をすること。4 番目として、対象となる教育職員の在校等時間に関し、指針を定める上限の時間、これは月 4 2 時間、年間で 3 2 0 時間の範囲内であること、5 番目として、令和 2 年 7 月 1 7 日付で文部科学省から、上限時間などの本制度の運用のための指針が示してあります。それによりますと、服務監督を行う市教育委員会及び校長は、それらのすべての措置を講じることとなります。なお、対象期間は 1 ヶ月を超え、長期休業期間を含め、1 年以内で、勤務時間の限度は 1 日 9 時間までとなります。本制度を整備するにあたり、根拠となる法令につきましては、令和元年 1 2 月 1 1 日に公立義務教育学校等の、教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布され、令和 3 年 4 月 1 日に施行されることとなります。

また県教育委員会においては、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例を 3 月 1 2 日に議決し、3 月 1 6 日に公布するとともに、人事委員会規則を、3 月 2 2 日に議決、3 月 3 0 日に交付予定です。なお、県教育委員会規則も 3 月 2 3 日に改正が行われており、ともに令和 3 年 4 月 1 日に施行されることとなります。宇部市教育委員会としては、国や県の法令等の改正に合わせて、規則の改正を行い、規定の整備を行う必要があると考えます。

しかしながら、本制度を、令和元年度の各小中学校での教員の勤務実績に照らすと、実施条件を満たしている学校は小学校 1 校であり、現在の学校の勤務実態から鑑みて、すぐに実施できるものとは言えません。そのため、まずは本制度を教員に周知を図ることが先決と考えます。その上で十分に業務改善を進め、実施条件を満たせる状況にまで勤務実態が改善したところで、学校における働き方改革を総合的に進める一つの選択肢として本制度が実施されるべきと考えます。また運用にあたっては、校長が実施を判断する際に、服務監督を

行う教育委員会も校長と協議し適切に実施できるようにする必要があると考えます。

なお、規則を改正するにあたり、教職員の団体に意見を伺いました。その際のご意見を紹介させていただきます。「条件がクリアできていない現段階で規則を整備する必要はあるのか。」「条件をクリアしている学校は1校のみということは、宇部市で規則を整備する意味はないのではないか。」「労働条件に関しては、教職員の代表である組合側と誠意ある交渉をするべきだ。」「時間外在校等時間の記録は正確なものではない。働き方が改善できているとは言えない。持ち帰りです仕事をしていたり、休日出勤した記録を省いていたりしても、管理職はそのことを指導していない。」「勤務時間の把握をして働き方改革を進めることが先ではないか。」「1年単位の变形労働制の周知やデメリットの説明が必要ではないか。」といった声や、デメリットとして、「介護や育児のある教員は、年休を取って退庁しなければならなくなる。」「長時間労働の実態が見えにくくなる。」「年休簿の整理をする教頭の業務が重くなる。」「この制度を理解している教職員はいないし、校長も説明できない。こんな状況で導入するのは危険だ。」「デメリットをきちんと説明できていないのではないか。まずは、導入前に制度の周知を図る必要があるのではないか。」「今後どのようなスケジュールになっているのか。教育委員会会議はいつか。いつ規則を整えるのか。あまりにも拙速ではないか。」「働き方改革が進んでいない、条件がクリアできていない状況で学校が導入したいと判断した場合、その動きを監督するところはどこなのか。市教委は学校を指導するのか。」「学校現場のニーズは全くない。」「繁忙期、閑散期のある職場ではない学校現場にはそぐわない制度である。」「定時で帰れない教員、年休をとらないと退庁できない教員がでてくる」「長期休暇中に勤務した分の休日まとめ取りは、夏休みが短縮になったため現実には不可能ではないか。」「教頭の業務が増大することが予想される。」といった制度そのものについての指摘がありました。その他にも、「この制度について、教員がきちんと理解することが大切である。教員への周知を図ってほしい。」「職場内の不和が生じないように配慮する必要がある。」「この制度を使わなくてもよい職場環境となるよう、市教委としても学校の労働環境が整うよう監督してほしい。」「導入した学校が評価されることがないようにしなければならない。」「学校現場がしっかりと判断の下で、導入するよう、市教委が助言をする必要がある。」「制度を導入したことで、超過勤務が見えにくくなるため、気をつける必要がある。」「中学校の部活動の実態から本制度が実施できる状況にはないことを指摘し、部活動指導員の配置等がさらに進み、この制度が行える状況をつくらせてほしい。」「学校で子どもに向き合う時間を大切にしているので働く時間を縮減することができない。働き方改革が進むように教育委員会も働きかけてほしい。」「実施可能な学校があるのであれば、制度は整えておくべきだが、運用面で配慮が必要である。」「整備をしておくことに反対はしないが、働き方を改善することに意識が向くよう、制度の趣旨をしっかりと伝えてほしい。」以上のように、制度を実施する上での懸念事項や要望が寄せられました。こうしたご意見を踏まえた上で、ご審議をお願いします。

教 育 長： ただいま、「議案第8号 宇部市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則中一部改正の件」について、事務局から説明がありました。教職員組合からもたくさんのご意見をいただきました。それらを踏まえて、ご意見やご質問はありませんか。

委 員： ただいま、挙がっていた組合の教員の意見はどれももつともな意見だと思われるものでしたが、一番の問題は制度を導入するための条件をクリアしている学校が1校だけだということだと思います。これから、条件をクリアする学校が増えるように、教育委員会として新たに働き掛けていくようなことを考えているのでしょうか。

事 務 局： 新たにというより、現在、実際に行っていることを徹底していくことが大事だと考えています。今年度で言えば、校長と教頭を中心に研修会を行い、教職員の意識を変えることに努めました。それと学校での取組で実際に勤務時間を削減するためにはどのようなことができるかということ研修等で協議をしてもらいました。また、各学校において、行事等の削減を進めてもらうように、お願いをしてきました。しかしながら、こういったことが徹底できているかという課題がまだまだあると思っています。特に進んでいないのは教職員自身に、子どものために働きたいという意識が強くあり、なかなか取組が進まないという実態があります。教職員に対して、研修等を通じて、来年度以降も意識改革を進めていく必要があると考えます。

委 員： やはり、人手不足ということが働き方改革が進まないことの根底にあると思いますので、部活指導員や業務アシスタントの人員を増やしていただきたいと思います。今回の変形労働時間制導入がきっかけになり、これから働き方改革が進んでいけばいいなと思いますので、頑張ってくださいと思います。

委 員： 組合の先生方から、労働時間の把握が難しいとの意見がありました。現状では、どのように教員の労働時間を把握しているのでしょうか。また、なぜ労働時間の把握が難しいのでしょうか。

事 務 局： 労働時間の把握の方法は、各学校に、カードのようなものがあり、それをかざすことによって、勤務時間が記録されていくというタイムレコーダーにより把握をしています。出勤時と退勤時にカードをかざし、それがコンピューターの中に記録されていくという形になります。ただし、そのシステムによって、本当にきちんと勤務時間が把握できているかということが大事となります。例えば、部活動で休みの日に出勤したり、ちょっと仕事が残っているので土曜日や日曜日に出勤する場合に、それをちゃんと先生方が記録をしているかというところは徹底されていない面があります。その他にも、組合からの指摘もありましたが、自宅に持ち帰り仕事している教員がたくさんいるという実態があります。こういった教員の勤務については、帰宅をしているので仕事が終わっているということではなく、そのような実態に配慮し、実情を把握しながら、総合的に見て、働き方改革が進んでいるかということ判断していく必要があると考えています。

委 員： 今の話のとおり、教員の労働の把握というのは、二つ側面があると思います。学校に出勤している時間としての労働時間と、もう一つが、教材研究等を含め

た在宅での教育活動の時間をどう労働として捉えていくかということだと思います。そこがやはり他業種と異なるところだと思います。教師特有の働き方があるという中で、どこまでを労働として捉えていくのかということに関してはっきりとしていないことが、現場の先生方の中で、この制度の導入についての戸惑いの原因の一つとなっていると感じます。そこで、市教委のとして、どの範囲までが業務に当たるということに決めていくのでしょうか。

事務局：業務内容につきましては、以前に、教育委員会の方で、教育委員会会議に示した業務内容というものが明確になっておりますのでそれが教員の業務に当たるかと思います。しかし、その業務を実際に勤務時間内でこなせているかどうか、また学校の勤務時間中で完結しているものかどうかというところについては、正直なところ、十分ではないと考えます。やはり、家に持ち帰って業務を行うということが多分にありますので、一概にタイムカードをかざした時間が勤務した時間であるというふうに捉えるのは、難しいところだと思います。そこで今回、このような制度を実施するということになれば、そのあたりも含めて、教員の総合的な働き方の実態をとらえた上で、考えるべきだと考えます。

教育長：その他に、ご意見やご質問はありませんか。

委員：今回の資料の中に、制度の導入にあたっての前提として、本制度の導入によって、かえって勤務時間が長くなったり、育児や介護を行う者等に配慮が必要となり一律に適用することがあってはならないということが明記されています。また、実際に制度を導入する学校においても、校長が個々の教員と対話をし、勤務日や勤務時間の割り振りや対象期間を短く設定する、そもそも本制度の対象としない等の配慮をすることとなっているので、そうしたことがきちんと行われればこの制度を導入してもいいのではないかと思います。しかし、組合からの意見の中に、年休により対応しなければならないことが発生してくるのではないかという心配があったのですが、その理由がよくわからないので説明をお願いします。

事務局：例えば、家族が急病になり、帰宅しなければならないような場合に、16時45分までの勤務時間であれば帰宅できるのですが、そのあと、さらに、30分また1時間程度、勤務時間があるという状況になるわけです。その時間は年休で対応しなければならなくなるのではないかということになります。そもそも、育児や介護中の者については、この制度を実施しないということが大事になってくると思います。

委員：人を増やして全体の業務の量を減らせれば働き方改革に繋がります。それができれば、今回の制度の導入により恩恵を受けることはありえますが、今の、学校現場の実情として、例えば、通知表等の成績処理一つとっても、パソコンを家に持って帰れないので、残業せざるを得ない。児童生徒の少ない学校では時間内できるかもしれないですが、多くの学校では、1日12時間の勤務であったり、土日の出勤が当たり前になっているという声も聞きます。また、教材研究などの、自宅に持ち帰っての仕事も多く発生しており、その精査も必要になってくると思います。

事務局：日々の教員の業務については十分に配慮をしていかなければいけないと考え

ています。時間をたくさん使いながら、子供たちのためにということで業務に取り組んでいますので、そこをしっかりと改善していく必要があるというふうに思っております。

委員： 組合の方の意見は他の委員と同様にもっともな意見が多いなと思って聞いていました。制度を実施するのであれば、教員に平等かつ丁寧に周知をしていかなければならないと思います。それと同時に、教員の働き方改革全般について、地域や保護者の方の理解がないと進まないことであるとも思っています。最近PTAで、卒業式や入学式の受け付けなどを担当することが多いのですが、多くの保護者が積極的に参加し、とても理解がある方も多い中、一方でそれが負担になると感じている保護者も多くおり、先生が楽をしようとしているのではないかという意見を、少数ですが耳にすることがあります。そうしたことから、教員が仕事に追われてプライベートな時間を確保することができないということがないように業務改革を進めるとともに、保護者や、地域の方に、教員の業務内容について、もう一度しっかりと周知していく必要があるのではないかと思っています。

事務局： 教育委員会としても、各学校にコミュニティスクールやPTAがありますので、そこで学校の現状や教職員の働き方の現状をしっかりと伝えていこうと思っております。

委員： 企業においては、タスク管理ということを当然のように行っています。教員については、日常で子供たちと向き合う中では事前に予想でないことが多く発生するとは思いますが、教員が自己管理能力を高めていけるような働き方ができるように、教育委員会としても、しっかりとバックアップしてもらいたいと思います。

教育長： 本日は、委員の皆様からたくさんの意見をいただきました。教員の働き方改革を実行していくことは大変なことだと思います。教員は熱心に子どものために頑張りますので、それを遮ってまで、早く帰れとかなかなか言いにくい面があります。しかし、そういう意識についても、これからは変えていかないとはいけない。自分の家庭や家族のため、自分自身の心や体の健康のために、そういう意識を持つように、先生方には言っていかなければならないし、教育委員会としては、人的な面や予算面でバックアップをしていく必要があります。そして、なによりも管理職が、しっかりと自分の学校の教職員の働き方を管理し、無駄な仕事があれば削っていく必要があります。また、今年度は、コロナ禍により、今まで当たり前のように行ってきた学校行事の多くが行えない事態となりましたが、そのことにより、学校行事の多くがこれからも必要ないのではないかなという認識も非常に高まってきました。そうした面も踏まえ、来年度以降もしっかり働き方改革を進めていき、この制度を導入できるようにしていきたいと考えているところです。

教育長： それでは、「議案第8号 宇部市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 中一部改正の件」について承認ということによろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

教育長： それでは、「議案第8号 宇部市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則

中一部改正の件」については原案のとおり承認とします。

教 育 長： 続きまして、「議案第9号 令和3年度宇部市学校教育推進のための指針について」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： それでは、学校教育課より説明します。前回の教育委員会会議に案を示しましたが、その際に人権教育のところで、LGBTに関する項目を入れてはどうかというご意見がありました。人権教育課とも協議をし、今後、教育振興基本計画の見直しに際し、LGBTについても一度整理していくということになりましたので、今回は、LGBTについては記載しないこととしました。全体としては、令和2年度と大きくは変えていません。令和3年度についても、二つの柱と重点取り組み事項ということで、小中一貫教育の推進、コミュニティスクールの推進、そして1点だけ変えていますのが、キャリア教育を重点取組事項の最重要として位置付けています。

教 育 長： この件について、ご意見ご質問等ありますか。

委 員： LGBTについては、記載をしてもらいたかったのですが、今後、しっかりと対応していくということなのでよろしく願いいたします。この度、宇部市の方で「パートナーシップ宣誓制度」の実施に当たりパブリックコメントを行ったところ、時期尚早という意見が多かったということを知りました。やはり、子どもの頃から教育の中でしっかりと理解を深めていく必要があると感じていますので、その点は力を入れていっていただきたいと思います。

教 育 長： その他に、ご意見やご質問はありませんか。

教 育 長： それでは「議案第9号 令和3年度宇部市学校教育推進のための指針について」については承認ということによろしいですか。

(全委員異議なし)

教 育 長： それでは、「議案第9号 令和3年度宇部市学校教育推進のための指針について」については原案のとおり承認とします。

教 育 長： 他に何かありますか。

(全員意見なし)

教 育 長 以上をもちまして、本日の会議を終了します。